

○津軽広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例

(平成11年7月9日条例第2号)

改正 平成12年7月26日条例第3号
平成13年12月26日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条の規定に基づき設置する津軽広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し、委員の定数等必要な事項を定めるものとする。

(認定審査会の委員の定数)

第2条 認定審査会委員の定数は、160人以内とする。

(規則への委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年7月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。